「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」の概要

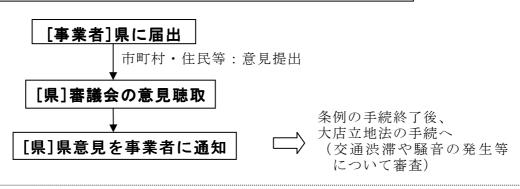
【対象となる施設】(=特定大規模集客施設)

床面積 6,000 ㎡超の集客施設(店舗、映画館、遊技場など)

1 立地誘導制度

特定大規模集客施設を設置しようとする者に対し、計画概要を記載した**届** 出書を**県に提出**することを義務付け

[目的]特定大規模集客施設の立地を**適切な地域に誘導** ⇒県は、<u>立地が**適切な地域**</u>かを審査



[特定大規模集客施設の立地(届出)状況]			
		条例施行前	条例施行後
		(全69施設)	(全7施設)
立地が適切な地域	原則適地	23/69 施設	6/7 施設
	(商業地域、近隣商業地域)	(33.3%)	(85. 7%)
	特に立地が望ましい地域①	57/69 施設	7/7 施設
	(広域都市拠点)(注)	(82.6%)	(100%)
	特に立地が望ましい地域②	4/69 施設	1/7 施設
	(中心市街地)	(5.8%)	(14.3%)
	(注) 成図士 ウナナ 上が海まねじ1	· 1 ±	

(注)盛岡市、宮古市、大船渡市など 11 市

2 地域貢献活動計画提出制度

特定大規模集客施設の設置者に対し、毎年度、地域貢献活動(注)計画書及び報告書を県に提出することを義務付け(県は、計画書及び報告書をホームページで公表)

(注)地域貢献活動:施設設置者が自発的に行う地域社会に貢献する活動(地元雇用への協力、 地域の事業者との取引の促進、地元商店街との共同活動等)

[地域貢献活動計画書及び報告書の提出率] 86.1%(全72 施設のうち62 施設が提出)